

平成30年第1回安城市議会臨時会

議案書

(平成30年5月11日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
承 認 第 2 号	専決処分について（安城市税条例の一部を改正する条例）	1
承 認 第 3 号	専決処分について（安城市都市計画税条例の一部を改正する条例）	9
承 認 第 4 号	専決処分について（安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	13
承 認 第 5 号	専決処分について（安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）	15
第 5 3 号 議 案	工事請負契約の締結について（安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備工事）	17
第 5 4 号 議 案	工事請負契約の締結について（桜井小学校校舎増築主体工事）【説明書参照】	19
第 5 5 号 議 案	財産の取得について（職員用パソコンの更新）【説明書参照】	21
第 5 6 号 議 案	財産の取得について（教職員用パソコンの更新）【説明書参照】	23
報 告 第 5 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	25
同 意 第 4 号	固定資産評価員の選任について	27

承認第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年5月11日提出

安城市長 神谷 学

安城市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

安城市長 神谷 学

安城市条例第31号

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第46条第3項」を「第46条第5項」に、「第50条」を「第50条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第46条第7項中「第50条第2項」を「第50条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第50条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第50条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第50条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第48条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第50条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 第50条に次の2項を加える。
- 5 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第50条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第50条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 6 第48条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべ

き税額の納付があった日（その日が第50条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第3条の2第1項中「第46条第3項」を「第46条第5項」に改め、同条第2項中「第50条」を「第50条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第50条に」を「第50条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第1号」を「附則第15条第2項第2号」に改め、同条第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第5項から第10項までを削り、第11項を第3項とし、第12項を第4項とし、第13項を第5項とし、同条第14項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第6項とする。

附則第10条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38

項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成

27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「
にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度ま
で」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度
分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29
年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成3
0年度から平成32年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律
(平成27年法律第2号)附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する
法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成
29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「
平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30
年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年
度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」
に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度
から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成
33年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の安城市税条例(次条第1項において「新条例」という。)第50
条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条
第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金につ
いて適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、
平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの
固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法

等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年5月11日提出

安城市長 神谷 学

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

安城市長 神谷 学

安城市条例第32号

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第16項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「第19項から第24項まで」を「第20項から第24項まで」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- （1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - （2）家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - （3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
 - （4）家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の安城市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年5月11日提出

安城市長 神谷 学

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

安城市長 神 谷 学

安城市条例第29号

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認められたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

承認第5号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年5月11日提出

安城市長 神谷 学

安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

安城市長 神 谷 学

安城市条例第30号

安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年安城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第53号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年5月11日提出

安城市長 神谷 学

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市根崎町地内 |
| 3 契約工事の概要 | 燃焼ガス冷却設備 電気計装設備 受入供給設備ほか |
| 4 契約金額 | 金529,200,000円 |
| 5 契約の相手方 | 名古屋市中区錦三丁目15番15号
荏原環境プラント株式会社中部支店
支店長 上成 嘉太郎 |
| 6 契約の方法 | 随意 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第54号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年5月11日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 桜井小学校校舎増築主体工事
- 2 工事の場所 安城市小川町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 増築工事
 - ア 構造 鉄筋コンクリート造
 - イ 面積 1階 210.21平方メートル
2階 194.21平方メートル
3階 194.21平方メートル
計 598.63平方メートル
 - ウ 内容 普通教室 6
 - (2) 改修工事
 - ア 構造 鉄筋コンクリート造3階建
 - イ 内容 昇降口 配膳室 トイレほか
- 4 契約金額 金183,600,000円
- 5 契約の相手方 安城市横山町寺田35番地4
株式会社ナルセコーポレーション
代表取締役 成瀬 介 宣
- 6 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例第 2 条の規定に基づき、必要があるため。

第55号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成30年5月11日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 取得の目的 職員用パソコンの更新
- 2 取得する財産
 - (1) 種類 ノートブック型パソコン その他機器
 - (2) 数量 ノートブック型パソコン181台 その他機器一式
- 3 契約金額 金36,396,000円
- 4 契約の相手方 名古屋市西区名駅二丁目27番8号
トーテックアメニティ株式会社
代表取締役 坂井 幸治
- 5 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

第56号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成30年5月11日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 取得の目的 教職員用パソコンの更新
- 2 取得する財産
 - (1) 種類 ノートブック型パソコン
 - (2) 数量 1, 228台
- 3 契約金額 金113, 225, 040円
- 4 契約の相手方 安城市明治本町9番7号
株式会社安城電機
代表取締役 林 典 英
- 5 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

報告第5号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月11日提出

安城市長 神谷 学

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本市の職員が起こした交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額 | 金 396,269 円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 平成30年2月7日 午後5時45分ごろ |
| (2) 発生場所 | 安城市桜井町地内 |
| (3) 経 過 | 上記地内の安城市桜井福祉センターの駐車場において、
公用車が駐車するため後退したところ、後方に駐車中の
相手方車両と接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 車体左前部の損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市100パーセント 相手方0パーセント |

平成30年3月30日専決

安城市長 神 谷 学

同意第4号

固定資産評価員の選任について

平成30年5月10日をもって固定資産評価員柴田正義が辞職したので、後任として次の者を選任したい。

上記地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成30年5月11日提出

安城市長 神谷 学

記

████████████████████

藤 倉 正 生

昭和████年██月██日生